

環境教育と平和教育との統一[†] －環境問題としての核兵器の廃絶に向けての教材化視点－

真下 弘征*
宇都宮大学教育学部*

概要：本稿は、核兵器を環境問題の重要な一構成部分として捉え、その廃絶を目指して、教育の面からの方策（特に、教材化の視点）を考察したものである。第一に、環境問題としての核兵器は、環境教育に深く関わるとともに平和教育にも深く関わっており、核兵器廃絶への教育は環境教育と平和教育の統一が必要であることについて考察する。したがって、平和概念、平和教育の歴史やあり方、および環境教育の目的、あり方にもふれる。第二は、核兵器使用・爆発の様態と影響を再確認し、その教材化の在り方について探る。特に、科学者たちのシミュレーション、原爆被害の文献・映像資料の意義にもふれる。第三は、核兵器廃絶の方策について日本および世界においてのあり方を探り、その教材化の視点を考察する。

日本は唯一の核兵器被爆国でありながら、日米安保条約締結以降も政府は、日米国内への核兵器持込を国民に秘密にして協定してきた（核密約）。その政府のあり方を問う教材化の必要性にもふれる。

キーワード：平和教育、環境教育、核兵器、被爆者、核廃絶、核密約、環境問題、教材化

はじめに

1) 日本の歴史的課題

さまざまな環境破壊要因のうち、核兵器は最大の環境破壊要因といえる。なぜなら、広島型原爆の何十倍何百倍の威力を持つ今日の核兵器が一発爆発すると（戦争の際はこれにとどまらず、連動、反撃として何十、何百発もの核兵器の発射・爆発の危険がある）、想像を絶する生活環境（自然環境・社会環境含む）・地球環境の大破壊が起こるからである。過去には、その核兵器による環境破壊が行われてきた。例えば、広島・長崎の原爆被害や、米国など核兵器保有国の度重なる核実験による被害・環境破壊などがあげられる。

2007年現在、世界には26,000発もの核兵器が存在し^{注1)}、そのうち数千発は即時発射体制に置かれている。こうした現状は地球や人類にとって非常に危

険である。小論では、これらの核兵器保有状況と使用後の悲惨な被害・破壊を予測的にみるとともに、日本および世界の核廃絶へ向けた取り組みのあり方について考察し、教材化のあり方を探る。

2) 環境教育と平和教育の統一の課題

核兵器使用の危険と、災害と環境破壊の膨大さの解明とその教材化の課題は環境教育の課題である。核兵器廃絶の課題は平和教育・平和運動の課題でもある。両者は別物ではない。直接的暴力としての戦争や核兵器をなくすこと、地域生活の平等・自由・平等の抑圧（間接的暴力）のない社会つくりを通しての環境保全と平和確保というテーマ（目的）で一致しており、両者の相互協働、相互統一が求められている。日本における環境教育はこれまで、平和教育の視点が十分ではなく、原発企業の圧力、「核の傘」恩恵論等に流されるなどの核容認の面も見えているがこれを払拭し、核廃絶へむけての今後の研究と実践が俟たれているといえる。

(注) 例えば ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン =International Campaign to Abolish Nuclear Weapons)2007年メルボルン大会で、C.ウイラマントリィー元国際司法裁判所副所長は「27000発」と報告している。

† Hiroyuki MASHIMO*: Study on Formation of Teaching Material for Environmental Education by Unifying Peace Education: From the Viewpoint of Education Toward Abolishing All Nuclear Weapons in the World.

* Faculty of Education, Utsunomiya University,

1 平和概念の規定－消極的規定と積極的规定について(多様な非平和の状態にも目を向けよう)－

(1) 平和概念の考察(狭義と広義)：広義の概念を深めるための教材化の課題

平和概念には広義と狭義がある。狭義では戦争のない状態をいい(「消極的平和」概念)¹⁾、これはこれで積極的な価値があり、人類の悲願・理想として普遍的に追求してきた。

広義では、戦争のない状態を含め非平和な状態、すなわち、諸々の差別や迫害、支配と隸属、諸貧困化(重労働、搾取、疾病、飢餓、教育放棄等)、人権侵害、自由の抑圧と民主主義の破壊、文化破壊、生活環境破壊、騒乱、侵略、不安(放射能や開発などからくる災害、交通・薬害等の事故、暴力・テロの脅威、核戦争等のへ不安)がない状態をいう。

さらに、1970年代になると深刻な地球的環境破壊が表面化し、1990年代では大規模な環境破壊が生態系と人類の存続を脅かす深刻な問題として認識されるようになり世界の平和の課題として掲げられるようになった。ここに環境問題教育が平和教育問題としても模索される必然がある。ことに、環境問題・環境破壊の最大の要因である核兵器の問題に関する環境教育が平和教育としても意義を持ち、効力を發揮するものとなることが今日求められるようになつたのである。

こうして平和概念は今日、環境破壊の拡大、世界の多地域における暴力的支配の残存、核兵器保有国の拡大などの状況の変化により再定義が必要になっている。インドのスガタ・ダスグプタは戦争と平和という二分法ではない方法、つまり平和の対極は戦争ではなく「非平和(peacelessness)」であるとし、途上国の貧困、差別、暴力支配等の状況を考慮できる広義の新「平和概念」(ピースとピースレスネス)を提示した²⁾。また、ノルウェーのヨハン・ガルトウングは、平和でない状態とは窮乏・貧困や差別・不平等や自由・自治の抑圧、自己統一性(identity)の喪失状態などを含まれるとして「構造的暴力」という概念を充て、他方、戦争を「直接的暴力」と命名し、この直接的暴力と構造的暴力とのない状態を広義の「積極的平和」と概念規定した³⁾。

本稿では、環境問題としての核兵器に限定して考察する。しかし決して広義の平和概念を度外視するわけではない。核兵器使用は広義の平和のすべての

内容・条件・享受を破壊する要因と考えているので、平和の基礎であり条件でもある核兵器廃絶の実現をめざす教育の創出についての重要性、ことに広島・長崎への原爆投下・被爆国のもつ核兵器廃絶への社会的・歴史的使命と現代の方策とその意義を明らかにするためにも、日本における戦争・武器のない状態の創出ための教材化について本稿は取り組みたい。

(2) 環境破壊要因としての核兵器の教材化の課題

核兵器が環境問題であることは意外と知られていない。核兵器の環境破壊力には凄まじいものがあり、核戦争では想像を絶する破壊が全地球の人民と自然の上に広がる。これまでにも多くの機関が核破壊と汚染の被害を解明してきた。

実際では、広島・長崎への原爆投下による破壊・汚染をはじめ、核実験でも米国の核実験場(ネバダ砂漠ほか)の破壊、太平洋ミクロネシア・マーシャル諸島ビキニ⁴⁾、ポリネシア・ムルロワ環礁や島々と広大な海域の放射能汚染⁵⁾、旧ソ連のカザフスタン共和国ほかの核実験地、中国奥地のチベット地区・新疆ウイグル地区の核実験地⁶⁾、西オーストラリアの英国核実験地、アルジェリア砂漠他のフランス核実験地、等々での破壊・汚染が行なわれてきた。

核戦争による「核の冬」はまさしく環境破壊問題であるという認識を気象学者・増田善信など多数の科学者が示している⁷⁾。

しかし、科学者や評者が核実験・核兵器戦争の破壊力・被害を示しても、これまでの環境教育界では核兵器を環境破壊要因・環境破壊問題として、環境教育の内容として教材化する例は少なかった。ただし、池尾靖志などは環境学と平和学は相互援助関係にあること、学レベルと同様に教育レベルにおける相互援助の必要を示唆した発表をしている⁸⁾。

(3) 環境教育と平和教育の統一の課題

広義の平和教育は、非平和の状態(直接的暴力支配=戦争、間接的・社会制度的構造的暴力支配=差別、貧困、権利侵害、自由抑圧、環境破壊等)を内容とし、その防止・解放をめざす。

ところで、戦後の日本は再軍備の推進、日米軍事同盟体制の維持・強化、軍国主義教育の復活・「大東亜侵略戦争」肯定の教育、反動的政治の拡大等が進んだ。そのような状況の中では、反戦・反軍国主義教育、核廃絶・非核の政府の実現は特に重要で不可欠の教育となってきた。この教育および社会運動はいわゆる狭義の反戦平和教育であるが被爆国日本の

特別な使命、歴史的課題として位置づけられる。

小論ではまず、戦後日本の反戦・反武器・反軍国主義の平和教育（狭義）の実践の歴史と意義を概観し、環境教育と統一する方法を探る。

戦後日本の平和教育は、第二次世界大戦・15年戦争（日中戦争・太平洋戦争：アジア2000万人、日本軍人・軍属186万人、一般人65万人、銃後も原爆被害を含む、膨大な地域の壊滅等）の悲惨な歴史を教訓にして始められた。戦後なかなか平和教育へと転換しようとしている政治・教育情勢の中、1946年「日本国憲法」の「五原則」（人民主権主義、恒久平和主義、基本的人権保障主義、議会制民主主義、地方自治主義）の制定と、1947年制定の「教育基本法」

（平和教育条項含む）、文部省『新教育指針』（1946年、軍國主義・國家主義への批判とその除去、民主的社会の建設）、文部省『新しい憲法のはなし』（1947年、教育読本）が出されてくる。

しかし、まもなく朝鮮戦争の準備に入った米国占領軍の支配とそれへの従属の下、教育と政治の反動化および再軍備が始まられ、日本の平和状況は急速に悪化し始める。米国は、戦後当初持っていた日本の「民主化」「非軍事化」政策を放棄して、1947年には早くも対ソ・中・朝反共軍事体制（「トルーマン・ドクトリン」）をしき、1948年にはNATO（北大西洋条約）を布き、冷戦体制を本格化させた（1945年の米国のヒロシマ・ナガサキ原爆投下は不当にも実験的意図ばかりでなく、この時既に対ソ対抗作戦=冷戦の端緒としても位置づけられていたのである。

1952年には経団連の武器・軍備のための構想「防衛力整備に関する一試案」が公表され、1953年には「池田・ロバートソン会談」（同議事録、再軍備開始、平和憲法の除去、反武器・反戦争教育の除去等明記）、1954年には「MSA（日米相互防衛援助協定）」調印、自由党「日本国憲法改正案要領」公表、1954年には「防衛庁設置法」「自衛隊法」公布（保安隊改組、陸・海・空軍の設置・増強化）、鳩山内閣「憲法9条改正」発言へと続いた。

戦後初期の平和教育は、米軍基地設置反対運動（一方的なサンフランシスコ「講和に関する声明」1950年など）、原爆反対の（日教組「平和声明」1950年）、署名活動（「原子兵器絶対禁止：ストックホルム・アピール」対応）などと結合して始められ、1951年「サンフランシスコ講和条約」（沖縄・小笠原諸島の戦略的支配統治条項含む）、「日米安全保障条約」

（日米軍事同盟、治外法権等）の締結、1954年のビキニ環礁水爆実験による久保山愛吉無線長乗船の第五福竜丸ほか多数の船舶の被爆事件等への抗議に端を発し、原水爆禁止・反戦の署名大運動へと発展させられてく。また、安保条約に基づく日本国内への軍事基地設置施策には、全国各地で基地反対闘争（浅間山、妙義山、内灘、砂川、板付、新島等）を生み出した。また教師統制により教育統制を行なう「勤務評定」法制定・実施（1957年）によって軍国教育を強めようとする施策に反対する「勤評」反対闘争も平和教育・平和運動（「勤評は戦争への一里塚」）として位置づけられていた。

1960年には、日本の更なる軍国化、米国への従属化「安保条約改定」（核密約は隠蔽された）への国民的反対運動、1962年からのベトナム侵略戦争への反対運動、1970年前後「70年安保改定反対」などが平和運動・平和教育として全国で展開された。

この間、政府は日本の軍国主義化のための教科書・教育の統制を強め、社会科等の「F項ページ」（戦争反対記述排除）による「教科書検定」統制を強め（家永三郎教科書訴訟はその批判と抵抗の平和教育運動）、さらには「特設道德」による教育勅語的戦争容認の「德育」を推進し始め、平和教育への弾圧も強められた。

このような情勢の中、米ソの核兵器戦略抗争はいっそう拡大され、核兵器はICBM（大陸間弾道ミサイル）としてMARV（個別誘導多弾頭核ミサイル）、迎撃用のABM（ミサイル迎撃用ミサイル）、原子力潜水艦用SLBM（潜水艦発射弾道ミサイル：トマホーク弾など）、核搭載航空母艦（空母）のさらなる開発、核弾頭の増産（このころは世界で計5万発を超えるまでになった）など地球危機、環境危機が高まっていた。

こうしたなか日本では、1973年に「日本平和学会」が設立され、「平和教育は日本においてはヒロシマ、ナガサキの原爆被災体験を原点とし、日本国憲法の恒久平和主義原則の精神に基づいて展開すべきである」との趣旨、認識に基づいて平和教育は発展させられていく（永井秀明ほか）⁹⁾。

その後世界は、「新植民地主義」の世界経済構造の中で先進諸国が核兵器を背景に第三世界を従属的な地位に追う事態が多数発生し、これまでの反戦一辺倒の平和教育の枠組みでは平和確保は不十分である事が明らかにされた。非平和状況の国際理解に基づく教育が必要とされ、1974年には第18回ユネスコ

総会で「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由の教育に関する勧告」が出された（日本ユネスコ国内委員会『国際理解教育の手引き』1982年）。さらに、平和教育は、世界各地における開発主義差別・環境破壊の問題と関係づけて展開する必要も生じてきた¹⁰⁾。

このような中で平和教育に関して明らかにされたことは、①人民を（直接的、間接的に）暴力的体制で自由、生活、教育を抑圧することは平和ではないこと、②朝鮮戦争・ベトナム戦争では在日米軍基地が戦争基地化されていた状況からみると在日米軍の廃止も平和教育の目的にはいること、③職場や地域の民主化、教育の民主化こそが平和教育の基盤であること、④学校における平和教育は民間、地域の運動と連動することで支持を得、広がること、⑤平和教育は、国際理解の下、内外各地域を襲う開発問題とも関連させて行なわれるべきこと、⑥平和教育・平和運動、特に核兵器廃絶運動は全世界と連帯・共同してこそ実を結ぶものであること、⑦環境破壊は各国人民の平和を脅かしたま崩壊させてるので環境破壊防止・保全・共生の教育は平和教育にとって不可欠であり統一が必要であること、等である¹¹⁾。

2 「環境問題としての核兵器」に関する教材化の課題

(1) 平和、環境問題、核兵器に関するアンケートの回答群が示すもの

毎年、「環境教育」の授業では学生に平和、環境問題についていくつかの質問をしている。問1「環境問題にはどのような事象があるか」の回答では、核兵器はまったく書かれていない。理由は「核兵器へ思いが及なかつた」が多数、問2「核兵器は日本に存在するか」では「非核三原則があるから無い」が多数。環境問題として核兵器の存在を捉えること、核兵器が日本に持ち込まれている事実などについて学生が小・中・高で学んでいない状況をみると、今後の学校教育における「核兵器と環境問題」に関する教材化、教育実践が求められているといえよう。

(2) 「環境問題としての核兵器」の教材化視点

核兵器の存在は、その使用による爆発・破壊・その破壊の現実の影響、および潜在的にはその破壊の威力による恫喝、被害・脅威への恐怖感を予定している。それは、実際に日本の広島・長崎へ投下した原爆被害や各国の核実験のデーター、核兵器戦争シ

ミュレーションデーター等を基として利用している。それらは人間と環境に大被害・大破壊をもたらしたことを見明らかにし、また、それらのデーターによって、今後の核戦争は予想外の地球環境大破壊が起きることが予想されている。

1) 核兵器による破壊力・厖大被害の教材化視点

① 広島・長崎の原爆被害と核戦争後の「核の冬」にみられる核兵器爆発の威力とその影響についての教材化視点

ア) 「原爆投下の不当性と生活環境と人間被害の厖大性、長期性、残酷性—ヒロシマ・ナガサキが示したもの—」の教材化視点

広島・長崎への核兵器の使用は、人間の生命、人生、地域社会、生活環境全体の破壊を見るための実験的投下であり、戦争終結と称しソ連軍の北海道侵攻の機先を制するためでもあった。核兵器による環境破壊の最新のデーターと総合的な実態解明によって、この原爆投下は、人間が人間として死ぬことを許さなかつただけでなく、生き残った人間の心身を長期に傷め続けるという非人間な侧面をも明らかにした。原爆の不当性と反人間性と反環境性は、原爆投下の経緯と米国の思惑、物理的被害と放射線障害、放射能の人体への影響、原爆症認定制度の差別的排外的問題などに表れている。これらは平和の問題でもあり、また環境の問題でもある。

したがって、平和教育と環境教育においてはこうした米国の原爆投下後の広島・長崎における生活環境破壊の未曾有性、厖大性、長期性、不当性を平和教育と環境教育において教材化することが求められており、環境と平和を守る視点での両者の結合・統一が求められているといえよう¹²⁾。

イ)『原爆投下・10秒の衝撃』の教材化へむけて

原爆の体験が風化する危機感がある今日、NHK 広島放送局は、ドキュメンタリー番組『原爆投下・10秒の衝撃』をNHK 総合テレビの「NHKスペシャル」枠で1998年8月6日に放送した。

番組は、時系列で原爆がどのような炸裂したのか、最初の10秒間に絞って日米の科学者が研究を基にして検証し、CG映像やシミュレーション実験の映像で再現し、多くの被爆者の証言を交えて科学的に再現したものである。広島市には1945年8月6日に原爆「リトルボーイ」が投下された。原爆が炸裂した瞬間の最初の10秒間に起こった事象、核分裂反応・核兵器爆発のメカニズム、その破壊威力、投下の不

当性・残虐性、人々の苦しみ・悲しみ・怒り等の惨禍を環境と人々にどのようにもたらしたかを焦点化して放送することで、再び広島のように核攻撃を受けるかも知れない時代への警鐘を鳴らしていた²⁾。

ウ)NHK「世界の科学者は予見する：核戦争後の地球」（「地球炎上」「地球凍結=核の冬」）の環境破壊に学ぶ教材化へむけて

NHK放映の映画「核戦争後の地球・第1部－地球炎上」では、1メガトン(ヒロシマ型原爆のおよそ80倍)の核弾頭が東京に落ちた場合を想定し研究している。経済、産業、交通といったあらゆる都市機能を備える東京で核兵器を使用した場合、爆心地から半径15km圏内は全壊し、死者数は約1000万人に上ると予想する。この結果は東京に限らず、ニューヨーク、モスクワ、北京、ロンドンといった大都市でも同様の被害が予想される。

また、同シリーズ「核戦争後の地球・第2部－地球凍結」では、全面核戦争後の地球の気候の変化に関する研究を映像化している。そこでは、全面核戦争開始の時期を7月と仮定し、核戦争後40日目にはニューヨークの気温が-40℃、パリ-20℃、モスクワ-30℃、東京では-5℃になり、全面凍結の地球になる(核の冬)と予測している。全面核戦争後の地球は、化石時代以前へ戻る、と予測する科学者もいる³⁾。

②「核実験の環境破壊性と不当性」の教材化を

核実験とは、核分裂・爆発を利用した新爆弾の開発や性能調査、政治的誇示等のために実験的に核爆弾を爆発させることである。近年では臨界前実験なども行われる。核実験には、軍事的・科学的な実験の目的だけでなく、政治的な宣伝や抑制力のためにも行なわれる。旧ソ連や中国では、アメリカ帝国・侵略主義に対して「やむを得ずの核実験」であると説明し、政治的対抗あるいは抑制を目的としたもののが多かった。記録映画『中国の核実験』（中国）の作成・上映はその一例である。

核実験は、実施された場所と高度により①大気圏内、②地下、③大気圏外、④水中の4つの種別に分類される。大気圏外での実験は核爆発による電磁パルスでのスパイ衛星破壊などが狙いであったが大気圏内への悪影響が大きく現在は禁止されている。水中核実験は、艦船の攻撃破壊や艦船搭載用爆弾の開発を目的として行なわれるが、広範な海洋水・諸島海域・大気・生活環境に放射能汚染が広がる。

歴史上重要な核実験は、人類史上初の原子爆弾実験であるアメリカ・ニューメキシコ州ソコロでの「ト

リニティ実験」（1945年7月）であり、広島・長崎への市街地生活環境圈への非人道的「投下実験」（1945年8月6日、9日）である。アメリカは、自國のネバダ州ネバダ砂漠で核実験を何回も繰り返し実施し想像を絶する放射能汚染地帯を作り出してきた。1965年から1971年までにはアラスカのアムチトカ島で地下最大核実験も実施した。さらにアメリカは、太平洋上ミクロネシア・マーシャル諸島のビキニ環礁で水爆実験（キャッスル作戦、15Mtの爆発力）を実施し、死の灰を広範囲に降らせ多数の被曝者を出した（島民は、強制的にロンゲリック環礁へ移住させられ、現在に至るまで帰島できない⁴⁾）。日本のマグロ漁船第五福竜丸など約千隻の漁船が死の灰を被曝した。約250km離れたロンゲラップ環礁にも死の灰が降り、実験3日後に住民全員が強制避難させられたが、放射能被曝への対応は2010年いまだに不十分のままである。周辺海域の生態系の破壊は計り知れないものがある。

フランスも、太平洋・ポリネシアの仏領ムルロア環礁と近隣のファンガタウファ環礁等で1966～1996年まで核実験を約200回（大気圏内：～1974年、地下核実験：1975～1996年）を実施し大気、地下、海域の生態系・生活環境を破壊・汚染し続けた。

また、旧ソ連は、原爆実験を1949年に、核分裂燃料と核融合燃料を互層で配置した階層ケーキ型（スロイカ型）核分裂強化型爆弾RDS-6を1953年に、また初のメガトン級水爆実験RDS-37を1955年に、など平和的実験を含めると合計700回以上も実施した。これらの多くが旧カザフスタンのセミパラチンスク核実験場で、他はウクライナ、ロシア、ウズベキスタンなどで実施され今日までに多大な環境破壊と人命、生態系の破壊・汚染の犠牲を強いてきた⁵⁾。

イギリスでは、1952年にプルトニウム爆信型核爆弾を西オーストラリア・モンテ・ベロ島サンゴ礁、1957年にはオーストラリアのマラリンガと、太平洋上のクリスマス島で核実験を繰り返し多大な環境破壊を齎して来た。近年も臨界実験を行なった⁶⁾。

中国も長い間、核実験を続けていた⁷⁾。

これらの国の核実験を全廃せざることが世界の目標でもあり、環境教育・平和教育の目標でもある。

2) 環境教育と平和教育の統一の視点から

－地域・地球の生活環境・生態系の破壊と、人間・生活の平和の破壊における悲劇性、同時性、同質性の教材化の必要－

環境教育の目的は、自然環境と人間との共生を実現するために、各環境事物自体の存続権を認め（環境持続権）、豊かな環境を何億年の未来まで存続させ（世代間平等実行）、人間同士も宇宙船地球号に乗ったものとして協働し（地球号思想に沿ったライフスタイル確立）、環境へ寄与する行動を平和のうちにを行い、協働して生きていく思想や政策（環境政策参画）の価値やその実践方法を学び、実践できる人間を形成をすることにある。そのための教育（教材化・授業）を準備することである。

平和教育の目的は、広義と狭義の平和概念を統一しつつ環境破壊のない平和の状態の創出を基盤にし、また平和の主要な条件としても環境の保全と再生を目指しつつ各地域と全世界の平和を実現するための教材化、教育実践、教育組織の創出のことである。

このことは平和教育と環境教育の結合が重要であり、今その結合・統一が求められていることを意味している。

3 核兵器廃絶へ向けての日本の課題

核廃絶へ向けての日本の課題は、核廃絶のための国内外の運動（全世界各国核不所持条約調印達成）、核廃絶のための教育実践、政府・各自治体における核のない政府・各自治体の宣言化の達成である。

本章では教育の課題として核廃絶へ向けての日本の課題の教材化について考察する。

（1）「核廃絶への道と日本の諸課題」の教材化視点

核廃絶に関する日本の課題は、日本政府・財界の核兵器依存体制を一刻も早く脱し、また被爆国日本の悲願・責務として核爆発・核実験の恐ろしさ（核兵器・放射能被害の残酷さ・長期性・広範性、広大な地域および全地球環境の破壊性など）と、使用の不当性・反人道性について国内外に徹底周知していく事である。このことを以下の重要な項目の教材化とその総合によって達成していくことが必要である。

具体的な課題は、第一に日本の領土・領海内にある核兵器（原潜、核空母、米軍基地内格納核兵器等）をなくすことである。そのためには、現在までの日米核密約の即時廃止、さらには核密約の元となっている日米軍事同盟としての日米安保条約の廃棄をしなければならない。そのことが世界の核兵器保有・開発推進・使用をやめさせる力となり、兵器による他国の支配、侵略、紛争解決手段を止めさせる事例となり、力となるのである。

鳥越俊太郎は「記者時代に訪問したソ連シベリア基地で ICBM は冷戦期 40 年間米国の核の傘の下の核基地・沖縄を狙っているのを見た。90 年代、日本政府は米軍基地の全面撤去を求めることができたのに求めなかった」「ロシア、中国や北朝鮮が核兵器を持つのは米軍の存在があるからで米軍基地こそ日本にとってのリスク要因」である、と報告した¹⁾。

核のない日本に対し諸国も核は不要となる。

安保条約と核密約の廃棄は、日本が米国への政治的、経済的、軍事的従属から脱し、眞の独立を達成していく道であり、条件ともなる。これらの課題の内に日本における非核三原則の実効ある法制化も含まれる。これらの課題を達成していくために、環境教育・平和教育の普及（環境共生的・平和希求的人格の形成）、平和運動の展開、そして核廃絶・日米核密約・安保条約廃棄に関する科学的・民主的な認識形成と実践行動が今日求められている。

1) 「非核三原則」の実効ある法制化（「非核兵器法」制定）の必要性についての教材化視点

日本から核をなくすにはまず非核三原則の実効ある法制化すなわち「非核兵器法」の制定が必要である。法により総ての事物を核查察できる機関を設けるのである。教育でもこの課題を教材化する必要がある。1969 年当時の首相・佐藤栄作は、核密約を締結しながら他方で反核世論を沈静化させるために「非核三原則」論をその道具として使い「日本には核はない」と国民に嘘をつきつつ、ノーベル平和賞を受賞した（1974 年）ことが明らかになった（「外務省に核密約裏付ける文書 保管資料調査で発見」朝日新聞、2009 年）²⁾。

佐藤首相の特命密使を務めた若泉敬は 1969 年に「佐藤・ニクソン会談共同声明」時に「沖縄への核持ち込み」密約に署名した³⁾。

ノーベル賞委員会は核密約を知り「佐藤氏を選んだことはノーベル賞委員会が犯した最大の誤り」と当時の選考委員会を批判した⁴⁾。

次節でみるように核密約と核兵器の存在は確実であり、いまこそ非核三原則の実効ある法制化が必要であり、その国民的認識の高まりのために、非核法の制定が必要なことを教材化することが今求められている。

2) 「日米核密約」の廃棄とこれまでの核密約経過の全貌の公表、その犯罪性と反国民性の教材化視点

① 日米核密約（核密約）を解明する教材化へ

日米核密約（以下核密約）とは、1960 年の「日米安全保障条約」（以下、安保条約）改訂へ向けての約半年前、1959 年 6 月に「日本領土・領海内への米軍の核兵器の持ち込み（核兵器を積載した艦船の入港、通過を含む）を認める」という内容の秘密の協定（安保条約の主要な一構成部分）のことである。

安保条約の主な内容は、①いざというときに日本軍は米軍と共同で戦争に参加する（=5 条「日米共同作戦」条項）と、②核兵器の日本領土への持込を「事前協議」制によって決める（=6 条「米軍基地核兵器持ち込み条項」）で成り立つが、この 6 条に深く結合して締結された、③「日米地位協定」（在日米軍基地の提供米軍の処遇、兵士の司法権＝「沖縄核密約」が別にある。米国優先、免税措置等を規定したもの）⁵⁾、であった。「事前協議」制とは、米軍基地の使い方、核兵器の持ち込み、核兵器積載艦船の通過・寄港についてアメリカ側が事前に申し出て、日米で協議し（日本は国会で議決）、承認を得てから実行するという内容である。しかし、この事前協議制は名ばかりのもので、現実には米国は日本の米軍基地を自由に使い（日本政府もこれを 2010 年の現在まで黙認し続けている）、また、核兵器の持ち込みの申請・協議に関しては全く表向きの言葉だけで申請の意図も協議の意図も最初から持たず、最初から核兵器を持ち込むことを前提とした虚偽の「事前協議」制であったことが「核密約」の存在で明らかになった⁶⁾。

核密約に関し、歴代政府首脳は密約を行ないながら、表では全く関知しない態度を 2010 年現在もとり続けている（2010 年 3 月 9 日に「有識者委員会・報告書」を出させ民主党・鳩山政府は「核密約はなかった。それ故に核密約廃止の行動はとらない」と明言した⁷⁾）。米国公文書が明らかにされても、旧外務官僚が事実を明らかにしてもこれを無視する態度で一貫している。

②「核密約の事実の検証」の教材化へ

日米核密約の文書（実物コピー）とその内容、および歴代首相・外相・外務官僚・米国在日大使館の態度の教材化はである。子どもの権利条約では子どももおとなと同じく社会的参加、将来の自分たちの生活環境、社会制度について参画・決定する権利があることを規定し、日本はこれを批准・発効させた（1944 年）。したがって、安保条約や地位協定、核密約など将来に深く関わる事象に関して知り、決定する権利

が日本の子どもにもある。

1960 年改定安保条約が締結される半年前に核密約の内容、手続、両者の合意は終了していた。この合意に向けた日米交渉過程とその証拠となる文献（文書）の教材化が重要である。政府が国民を欺き続けた物証を子どもが手に取ることができるようするためである。

1960 年の「交換公文」の交換・承認に先立って、事前の秘密交渉が 1957 年から始められ、そこで合意された内容を記した「報告書」および「討論記録 record of discussion」が作成された。米国側の交渉過程「報告書」では、この「討論記録」に関し「いかなる秘密取り決めの存在も否定できるようにするため」「日本側の要請で討論記録と呼ぶことになった」と書かれている。日米双方、ここに記された内容（文書）が核密約であることを深く認識し、それを徹底して国民に隠し（欺き）続けようと始めから考えていた事がこれで分かる。これがここで第一の視点である。

第二の視点は、「討論記録」（1959 年 6 月）の内容である。簡潔に記せば、前文 1 は、米軍とその装備の配置、基地の使用、戦闘作戦は事前協議の主題（対象であるとは書いてない）である。A 項では、「装備の重要な変更」とは「核兵器、中・長距離ミサイルの日本への持込（introduction）、ならびにそれらの兵器のための基地建設」、C 項は「（事前協議の対象は核兵器だけで）「（それを積んだ）米軍の装備の日本への配置、軍用機の飛来（entry）、艦船の領海・港湾への立ち入り（entry）は対象ではなく、現行通りの手続とする」で、これは現行の核兵器持込の形は継続する、の意味である。D 項は、（戦争攻撃用出撃のため）「在日米軍基地からの米軍の移動（transfer）は事前協議の対象とはならない」であり、核兵器を積んだ米軍機・艦船の出撃は自由、というものである。この前文、A、C、D 各項の内容を主とした「協議方式に関する討論記録」は、安保条約の 17 の公式文書の一つとして藤山愛一郎外相・マッカーサー駐日大使が頭文字署名し、正式調印されている。これが核密約の秘密部分である。つまり、国民の批判を恐れて「条約の秘密部分」は公開されてこなかった。

核密約を欺いた公開の部分の文書は、1960 年 1 月に交わされた「岸（信介首相）・ハーター（国務長官）交換公文」である。この文書は、これ以降、歴

代政府の虚偽の国会答弁の基となって来た。常套の詭弁的国会答弁とは「ここ(条約)で事前協議について決めているから、事前協議なしの核持ち込みは有り得ない。米国はこれまで一度も核兵器持込の事前協議の申し入れはしてきていない」である。第二項では、「同交換公文は、以下の諸点を考慮に入れ、かつ了解して作成された」として、「討議記録」で事前協議の運用の内容を上記でふれたA、B、C、Dの四点にわたって分かりづらい表現で書いている。

こうした核密約の状況をなくすには、核密約文書の廃棄と、「仮想敵国論」(同政策)の偽り、日米軍事同盟(日米安全保障条約=安保条約)の廃棄(在日米軍の全撤廃を含む)が急務であり、その教材化、教育実践が今求められている。

③「究極廃絶論」の虚構の教材化へむけて

福田康夫内閣官房長官は「世論が核をもつべきだとなれば核を持つ」と述べた(2002年5月30日)。また、第61回国連総会で日本は、核兵器の使用を禁止し、核保有国に核廃絶を迫る点で共通している決議や6本の法案に賛成した(2006年12月)。(非同盟諸国提案「核軍縮」、マレーシア等「核兵器の使用や開発を禁止し核兵器廃絶を求める核兵器条約締結の開始」(国際司法裁判所の勧告的意見の継承)等)。この行動は米国追随の「核の傘」を期待し核廃絶を遙か先への延ばす欺瞞的な「核兵器究極廃絶」政策を実践したものである。

「核抑止力」論は核兵器容認を正当化させる。核保有国主張の「核抑止力」の考えは、実際の核拡散を齎した。核抑止力論に①自国への核攻撃抑止「基本抑止」と②同盟国核攻撃抑止「核の傘」があり、日本は後者で、幻想である米国の「核の傘」に依存し続けてきた(2009年4月、中曾根弘文外相「ゼロへの条件=核抑止力の重要性」演説、外務省HP)

英国のM.サッチャー首相は「われわれが望むのは核兵器のない世界などではなくて、戦争のない世界なのだ」(1987年)と公言し、核抑止力の考えを優先させた。米国のJ.W・ブッシュも「同時多発テロ」事件をうけて、「ブッシュ・ドクトリン」(テロと拡散に対する予防的先制攻撃政策)という究極の核抑止力政策を制定したが、矛盾するイラク侵略戦争も続いている。全面核戦争になれば「核の冬」へと突入する。これを承知でアメリカが報復核戦争をするかは疑わしい。

以上から、私たちが核兵器廃絶を目指していくに

は、核抑止力という考え方を捨て新たに核兵器のない世界を目指していくかなければならないといえる。この視点での教材化が必要となっているのである。

(2) 世界の核廃絶の課題の教材化

1) 核廃絶、核軍縮の条約による核廃絶、核軍縮推進の課題についての教材化を

核兵器は、戦略爆撃機、弾道弾搭載原子力潜水艦(SSBN)、大陸間弾道弾(ICBM)の三部門に分けられる。これらを、作らない持たない国を増やすこと、またそれらを部門別に、段階的に削減・廃止していくことが核兵器保有国に求められている。それらの核軍縮・核廃絶の遂行のために様々な条約例えば、核拡散防止条約、部分的核実験禁止条約、包括的核実験禁止条約、戦略兵器制限交渉(SALT、弾道弾迎撃ミサイル制限条約、中距離核戦力全廃条約、戦略兵器削減条約(START)、モスクワ条約、ラテンアメリカ核兵器禁止条約、東南アジア非核地帯条約、南太平洋非核地帯条約、セメイ条約、アフリカ非核兵器地帯条約などがあり、これらを積極的に生かすことが求められている。それぞれの限界性や、問題性はあるが、協働で克服することが重要である。

また、各国の非核三原則の法制化、核廃絶運動の高揚、平和教育・環境教育の普及が求められている、

2) 「新アジェンダ連合」の「共同宣言」と核廃絶運動の意義についての教材化

「新アジェンダ連合(New Agenda Coalition)」とは、核兵器廃絶の実現をめざして共同行動しているスウェーデン、アイルランド、ブラジル、メキシコ、ニュージーランド、エジプト、南アフリカの非核保有国7カ国の共同行動組織のことである。同連合の「設立声明(共同宣言)」(1998・6)および、速やかな核兵器廃絶の誓約をもとめる決議案を第53回国連総会「第一委員会(軍縮・安全保障問題)」へ新アジェンダ「核兵器のない世界へ新しいアジェンダの必要性」(1998年12月4日)としてとして提案し、決議・採択されている。このような提案は、毎年の如く国連に出され決議されている。非核保有国が多くがこれに賛同提案国、議決国になっている。2000年、2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議でもこの連合は核廃絶へ向けての大きな役割を果たしている。この認識と運動の広がりを日本の核廃絶運動と関係づけて教材化することが今、平和教育・環境教育で求められているのである。

【1の注】

- 1)前田哲男編『岩波小辞典 現代の戦争』岩波書店、2002年、石田雄『平和の政治学』岩波、1968年
- 2)渋谷武『図解政治学』立花書房、1981年
- 3 ヨハン・ガルトゥング『構造的暴力と平和』中央大学出版部、1991年
- 4)グローバルヒバクシャ研究会（前田哲男、中原聖乃、高橋博子他）『隠されたヒバクシャー検証=裁きなきビキニ』凱風社、2005年
- 5)渕脇耕一『モロルア証言—仏領ポリネシアの被曝者たち』グリーンピースジャパン、1991年
- 6)「こちら特報部—中国 新疆ウイグル自治区 核実験の実態」東京新聞 2008年11月21日付朝刊
ペマ・ギャルポ『中国が隠し続けるチベットの真実』扶桑社新書、2007年
- 7)増田善信『核の冬—核戦争と気象異変』草友出版、1985年
- 8)池尾靖志「環境学」の射程と方法—『平和学』との関連においてー（日本環境学会第22回研究発表会、報告、1996年7月、近畿大学）
- 9)永井秀明「平和教育の構造と平和研究の課題」日本平和学会編『核時代の平和学』時事通信社、1976)
- 10)開発主義と平和教育の関連については山田浩「大學と平和教育」『平和研究』12号、1987年。
- 11)佐賀浩『平和を創る教育』新日本出版社、1994年。藤井敏彦「平和教育」芝田進午編『戦争と平和の理論』勁草書房、1992年所収。日本科学者會議平和・軍縮教育研究委員会編『大学の平和学習』平和文化、1991年、など参照。

【2の注】

- 1)原爆によって死亡した人の数は、1945年度内の死者は、広島がおよそ14万人、長崎が7万人であると推計されている。それ以後にも何万人もの死者が確認されている。現在ではこうした被爆の実態を知る手がかりとして、全国調査のほか、写真集、文献（「原爆の子」等）、映画（「黒い雨」「ヒロシマ原爆の記録」「ノーモアヒロシマ」「ヒロシマ・ナガサキ 核戦争のもたらすもの」「迫り来る核の脅威」等）、漫画（「はだしのゲン」他）、詩集（峰三吉「にんげんをかえせ」等）多くの資料が存在している。

また、1954年に米国が行なったビキニ環礁実験では、放射性降下物「死の灰」に被爆した船は日本のマグロ漁船「第五福竜丸」を含め約1000隻、被爆者は2万人以上に及び多くの人命を奪った。この「第五

福竜丸」被爆は日本では3度目となり、世界史に刻まれた。

- 2)NHK 広島・核平和プロジェクト『原爆投下・10秒の衝撃』日本放送出版協会、1999年7月（NHK Peace Archives』；NHK Special HIROSHIMA The Fateful Ten Seconds）（「第一段階：100万分の1秒までの間に生じた中性子、ガンマ線の照射から原爆の炸裂に至る「黒い雨」までの間に生じた様子を100万分の1秒の細かさで再現している。
- 3)NHK「世界の科学者は予見する～核戦争後の地球 第1部 地球炎上」（1984年8月5日放送）。
NHK「世界の科学者は予見する～核戦争後の地球 第2部 地球凍結」（1984年8月6日放送）。
増田善信『核の冬—核戦争と気象異変』草友出版、1985年
- 4)核実験の実態については、NHK（モスクワ・広島）取材班『NHK スペシャル・旧ソ連戦艦の核実験』、NHK出版、1994年、マーシャル政府国家委員会のトニー＝デブラン議員の主張、等。
- 5)V. N. Mikhailov（ミハイロフ）編『ソ連核兵器実験と平和核爆発：1949年～1990年』、ロシア連邦原子力エネルギー省、1996年、などがある。
- 6)英国・米国共同の核臨界実験に対し「人類的裏切りである」と、日本の平和市長会議は「イギリスの臨界前核実験強行に対する抗議文」（2002年2月）を送っている。
- 7)高田純（札幌医科大学教授（放射線防護学）は、『中国の核実験』（医療科学社、2008年）で中国の核実験の1996年までの状況を明らかにしている。東京新聞はこの件を「中国の核実験の1996年まで46回実施か—住民19万人が死亡と推定。隣国カザフの調査ー」で報じている（同年11月21日）

【3の注】

- 1)鳥越俊太郎「日米同盟再考の視点から普天間を考え」（「シンポジウム『普天間問題』のウラに隠された真実—進行中の米軍グアム統合計画の意図を探るー」（マスコミ9条の会主催、2010年3月20日、於：日本プレスセンタービル「日本記者クラブ」）
- 2)「外務省に核密約裏付ける文書 保管資料調査で発見（+朝日新聞2009年11月21日）、他に「再持ち込み容認『会談録案』1969年外務省作成」（毎日新聞、【日米密約問題】2010年3月9日）など。
- 3)若泉敬『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』文藝春

秋、1994年

- 4) ノルウェー・ノーベル委員会『ノーベル平和賞・平和への百年』2001年、所収。2001年9月5日付朝日新聞も参照)。他に、春名幹男「『偽りの平和主義者』佐藤栄作」(『現代』2008年9月号月刊)、戎崎俊一『ノーベル賞100年のあゆみ〈5〉ノーベル平和賞』ポプラ社、2003年、など。
- 5) 核密約以前には、在日米軍基地への核兵器持ち込みは自由であった。例えば、1956年11月に米軍岩国基地(山口県岩国市「岩国飛行場」)では、「極東米軍・核兵器作戦・管理規定」で「原子力兵器配置所」に指定され(米国立文書館公開文書)、核兵器組み立て作業所と「地下弾薬庫」(6庫)が建てられ、核兵器取り扱い要員が配置され、核兵器搭載機「A4D スカイウォーリア」(3機)が配備され、1958年に岩国基地は正式に「米海兵隊岩国航空施設」となり、「A4D スカイホーク」(16機)が配備された。1959~66年にはLST1122(核兵器搭載揚陸艦サン・ホアキン・カウンティが、米軍海兵航空攻撃隊および核空母艦載機に核兵器(核弾頭)を供給するために停泊している(同期に広島市民写真撮影、1981年D.エルズバーグ元国防省職員・米国文書公表、1987年4月ライシャワー駐日大使・事実容認。参照:岩国基地機関紙『トリー・テラー』、岩国市『基地と岩国』誌、岩国基地HP『基地の歴史・米海兵隊岩国航空基地』など)。
・琉球新報社地位協定取材班長『検証・地位協定－不平等の源流－』高文研、2004年
- 6) 「Nuclear Deception Japan-U.S. Secret Agreements」(English)、2000、Japan Press Service Co, Ltd. 英語版では「1958年10月4日の日米交渉会談の状況を知らせるマッカーサー大使の電報」(10月22日付、対ボーレン駐フィリピン米国大使宛。=核兵器搭載米軍艦船の現行通り寄港可の密約提案した件)と、「1959年6月20日、核密約合意成立の交渉過程を伝えるマッカーサー大使の報告電報」(1959年6月20付、対ハーター国務長官宛。=藤山愛一郎外相が包括提案ー①「安保条約」文案、②(岸・ハーター)「交換公文」、③(事前協議の対象外とする事物の密約に関する)「討論記録」ーの3つを包括して合意した旨)の内容が实物写真とともに明瞭に載せられている。(「マッカーサー駐日大使が米国務長官宛に送った電報」英文実物コピー、1960年1月6日)

他に、核密約関係の資料は以下などがある。

- ①(2009年米国公文書館で判明。「極秘」印付き英文「合意議事録」1969年11月19日付、佐藤栄作・ニクソン大統領の署名有り)、②「『核密約』遺書でわびる 密使として関与の故若泉敬氏」(『琉球新報』2005年5月14日)、③「72年沖縄返還時、『核密約』示す米公文書を発見」『読売新聞』(2007年10月7日)、④「核密約文書、佐藤元首相邸に/初の存在確認」(『読売新聞』2009年12月22日)、⑤信夫隆司「沖縄核密約の“発見”」『法学紀要』49号、日大法学院、2007年、⑥後藤乾一『「沖縄核密約」を背負ってー若泉敬の生涯ー』岩波書店、2010年
7)「共同通信」2010年3月10日付)

【2の参考文献】

- ①映画『黒い雨』東映、1989年(監督・今村昌平、原作・井伏鱒二、出演:田中好子、北村和夫他、②子どもたちに世界に!被爆の記録を贈る会編『原子爆弾の記録ヒロシマ・ナガサキ』三省堂復刻 1980年
- ③沢田昭二『共同研究 広島・長崎原爆被害の実相』新日本出版社 1999年、④井伏鱒二『黒い雨』新潮社、1966年、⑤長田新編『原爆の子ー広島の少年少女のうつたえ』岩波文庫、文集、1951年、1990年新版、⑥映画『原爆の子』近代映画協会、1952年(監督・新藤兼人、出演・田中好子、北村和夫他、DVD・アスミック)、⑦『広島・長崎 1945年8月』白黒 ⑧『歴史~核狂乱の時代~』、⑨映画『ひろしま』日本教職員組合立独立プロダクション製作、1953年(監督・関川秀雄、出演・岡田英次、月丘夢路他、DVD・新日本映画社、2005年)、⑩田邊雅章『僕の家はここにあったー爆心地ヒロシマの記録ー』朝日新聞出版(DVDブック)2008年、⑪記録映画「ヒロシマ・ナガサキ 1945・8・6」、⑫広島市・長崎市原爆災害誌編集委員会『原爆災害—ヒロシマ・ナガサキ』岩波書店、2005年、⑬清水博義『原爆写真ノーモアヒロシマ・ナガサキ』(日・英文)日本図書センター、2005年、⑭松重美人『なみだのファインダー:広島原爆被災カメラマン松重美人の1945・8・6の記録』ぎょうせい、2003年、⑮講談社編・発行『ピカドン(シリーズ・子どものたちの未来のために)』2003年。

【3の参考文献】

- 1) 斎藤光政『米軍「秘密」基地ミサワ・世界に向かられた牙』(増補改訂版、同時代社、2002年)
- 2) 斎藤光政『在日米軍最前線・軍事列島日本』新人物往来社、2008年、6章核攻撃基地・三沢など。